

第5次生駒市総合計画

後 期 基 本 計 画

(見直し案)

平成27年10月

生駒市総合計画審議会

下線のある部分(見直した部分)についてのみ、ご意見をいただく対象です。
下線のない部分(見直していない部分)は対象外ですので、ご注意ください。

[現行]

小分野 1-(1)-①

市民協働※1 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 市民と市、市民同士が、互いに対等な立場で相互に補完し合い、協働によるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市政、まちづくりに関心を持つ。
- ①2 主体性をもって積極的に市政に参画する。
- ①3 公募市民登録制度※2に登録する。

市民2人以上でできること

- ①1 市民政策提案制度※3を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ①1 市政、まちづくりに関心を持つ。
- ①2 主体性をもって積極的に市政に参画する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 本市のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、参画と協働のまちづくりを一層進めていきます。(市民活動推進課)
- ①2 協働によるまちづくりの担い手を養成する講座を実施します。(市民活動推進センター)
- ①3 市政への市民の理解と関心を高めるとともに、市政に市民の意見を反映させるため、タウンミーティングなど市民と行政が直接対話できる機会づくりに努めます。(広報広聴課)
- ①4 参画と協働によるまちづくりを推進するため、庁内における職員の意識の高揚を図ります。(市民活動推進課)
- ①5 審議会委員の公募や市民政策提案制度などを実施し、政策形成過程における市民参画の充実を図ります。(企画政策課)

※1 協働:まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うこと。

※2 公募市民登録制度:市の審議会等に学識経験者等とともに参加する公募市民に、できる限り多くの市民が参加し、幅広い意見を市政に反映するため、予め無作為抽出した市民を対象に公募市民候補者登録名簿へ登録し、審議会等の委員改選時に名簿から公募市民を選考する制度。

※3 市民政策提案制度:市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫あるアイデア等を募集する制度。事業の実施を決定した提案については、事業化に向けた具体的な協議・検討を行い、市政に反映していく。

[変更後]

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
(1)まちづくりにおける市民の参画と協働

小分野 1-(1)-①

市民協働※¹ 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 市民と市、市民同士が、互いに対等な立場で相互に補完し合い、協働によるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市政、まちづくりに関心を持つ。
- ①2 主体性をもって積極的に市政に参画する。
- ①3 公募市民登録制度※²に登録する。

市民2人以上でできること

- ①1 市民政策提案制度※³を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ①1 市政、まちづくりに関心を持つ。
- ①2 主体性をもって積極的に市政に参画する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 本市のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、参画と協働のまちづくりを一層進めていきます。(市民活動推進課)
- ①2 協働によるまちづくりの担い手を養成する講座を実施します。(市民活動推進センター)
- ①3 ワークショップ※⁴等の手法を活用し、市政への市民の理解と関心を高めるとともに、市政に市民の意見を反映させます。(秘書広報広聴課)
- ①4 参画と協働によるまちづくりを推進するため、庁内における職員の意識の高揚を図ります。(市民活動推進課)
- ①5 審議会委員の公募や市民政策提案制度などを実施し、政策形成過程における市民参画の充実を図ります。(企画政策課)

※1 協働:まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うこと。

※2 公募市民登録制度:市の審議会等に学識経験者等とともに参加する公募市民に、できる限り多くの市民が参加し、幅広い意見を市政に反映するため、予め無作為抽出した市民を対象に公募市民候補者登録名簿へ登録し、審議会等の委員改選時に名簿から公募市民を選考する制度。

※3 市民政策提案制度:市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫あるアイデア等を募集する制度。事業の実施を決定した提案については、事業化に向けた具体的な協議・検討を行い、市政に反映していく。

※4 ワークショップ:住民参加や合意形成の手法のひとつ。少人数グループで共同作業する場を提供することで、コミュニケーションの場づくり、ニーズ・アイデアの抽出を目的とするもの。

[現行]

小分野 1-(1)-②

情報提供・情報公開

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が知りたい地域や市の情報を早く・簡単・正確に入手している。
- ② 市が発信している情報を市民等がより一層有効に活用している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 インターネットが利用できる環境を整備し、パソコン等の操作方法を習得する。
- ①2 インターネットなどを活用して積極的に情報を取得し、意見を述べる。
- ①3 広報紙などを通じて市政に関心を持ち、積極的に行事や市政に参加する。
- ②1 知りたい情報のニーズを行政に伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティアによるパソコン講習や支援サービスを提供する。
- ①2 インターネットが利用できない人への支援として、回覧等による情報の周知・共有を図る。
- ①3 市の広報活動に協力する。

事業者でできること

- ①1 広報紙などを通じて市政に関心を持つ。
- ①2 公共サービスと民間サービスとの連携や情報共有を図る。
- ①3 市の広報活動に協力する。
- ②1 事業者としての意見を行政に伝える。

【通信事業者】

- ①4 インターネットが利用できる環境を拡充する。
- ②2 個人情報等の情報管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民が必要としている情報を的確に把握し、多様な媒体を活用しながら、積極的に地域や市政の情報を発信、提供します。(広報広聴課)
- ①2 すべての人が支障なく情報や機能を検索し、利用できる、使いやすいホームページを作成します。(情報政策課)
- ①3 個人情報保護と情報セキュリティを徹底します。(総務課・情報政策課)
- ①4 市民が親しみやすく、分かりやすい広報紙を作成します。定期的にアンケートを実施しながら、市民のニーズを把握し、広報紙に反映します。(広報広聴課)
- ①5 情報公開制度について分かりやすく啓発・PRを行います。(総務課)
- ①6 情報公開制度について、手続きの分かりやすさ、簡素化を進めます。(総務課)
- ①7 公正性・透明性の高い行政運営を確保するため、積極的な情報公開に努めます。(総務課)
- ②1 インターネットによる情報ツールを活用するなど、即時性のある広範な情報発信や市民との情報共有に努めます。(情報政策課)
- ②2 シティプロモーションを推進します。(広報広聴課)

[変更後]

- 1 市民が主役となつてつくる、参画と協働のまち
(1)まちづくりにおける市民の参画と協働

小分野 1-(1)-②

情報提供・情報公開

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が知りたい地域や市の情報を早く・簡単・正確に入手している。
- ② 市が発信している情報を市民等がより一層有効に活用している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 インターネットが利用できる環境を整備し、パソコン等の操作方法を習得する。
- ①2 インターネットなどを活用して積極的に情報を取得し、意見を述べる。
- ①3 広報紙などを通じて市政に関心を持ち、積極的に行事や市政に参加する。
- ②1 知りたい情報のニーズを行政に伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティアによるパソコン講習や支援サービスを提供する。
- ①2 インターネットが利用できない人への支援として、回覧等による情報の周知・共有を図る。
- ①3 市の広報活動に協力する。

事業者でできること

- ①1 広報紙などを通じて市政に関心を持つ。
 - ①2 公共サービスと民間サービスとの連携や情報共有を図る。
 - ①3 市の広報活動に協力する。
 - ②1 事業者としての意見を行政に伝える。
- 【通信事業者】
- ①4 インターネットが利用できる環境を拡充する。
 - ②2 個人情報等の情報管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民が必要としている情報を的確に把握し、多様な媒体を活用しながら、積極的に地域や市政の情報を発信、提供します。(秘書広報広聴課)
- ①2 すべての人が支障なく情報や機能を検索し、利用できる、使いやすいホームページを作成します。(情報政策課)
- ①3 個人情報保護と情報セキュリティを徹底します。(総務課・情報政策課)
- ①4 市民が親しみやすく、分かりやすい広報紙を作成します。定期的にアンケートを実施しながら、市民のニーズを把握し、広報紙に反映します。(秘書広報広聴課)
- ①5 情報公開制度について分かりやすく啓発・PRを行います。(総務課)
- ①6 情報公開制度について、手続きの分かりやすさ、簡素化を進めます。(総務課)
- ①7 公正性・透明性の高い行政運営を確保するため、積極的な情報公開に努めます。(総務課)
- ②1 インターネットによる情報ツールを活用するなど、即時性のある広範な情報発信や市民との情報共有に努めます。また、ITを活用した市民の利便性向上に向けた取組を推進します。(情報政策課)
- ②2 シティプロモーションを推進します。(秘書広報広聴課)
- ②3 住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業により、市外在住者を対象にしたモデル地区を中心に市内バスツアーを開催します。(秘書広報広聴課・建築課)

小分野 1-(2)-①

地域活動・市民活動

基本計画

4年後のまち

- ① 地域の連帯感や助け合いの意識が高まり、自発的な活動が進んでいる。
- ② 様々な分野で市民活動団体の活動が広がり、連携してまちづくりに取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 隣近所とのつながりを大切にし、地域活動にも積極的に参加する。
- ② 自主的・自発的に公益活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ① 自治会等を中心に、地域での行事、催し物を開催するなど、地域での連帯感を高める。
- ② 自分達のまちのことは、自分達で決めて行動するために市民自治協議会※¹を設置し、安全、安心、防犯、防災などの地域の課題解決に取り組む。

[ボランティア・NPO]

- ② まちづくり活動へ積極的に参加する。

事業者でできること

- ① 地域の行事、協議会に参加し、住民と協力する。
- ② 地域活動や市民活動に企業が関心を持ち、理解を示す。

行政の4年間の主な取組

- ① 広報紙等による啓発を充実し、自治会未加入者への加入促進を図ります。(市民活動推進課)
- ② 地域コミュニティ活動の基盤組織である自治会に対し、その活動に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ③ 地域コミュニティの活動拠点である地区集会所の整備に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ④ 自治会やボランティアやNPOなど各主体の活動の発展と連携を推進するため、概ね小学校区単位のエリアを基本として、これらの多様な主体で構成される市民自治協議会の設置を促進するとともに、その活動を支援します。(市民活動推進課)
- ⑤ いこまどんどこまつりなどのイベントを通じて、市民間の交流を促進します。(市民活動推進課)
- ② 「市民活動推進センターららポート」を運営し、ボランティアやNPO活動の情報発信を支援します。(市民活動推進センター)
- ② 各種の講座などを通じてボランティアやリーダーの育成を図ります。(市民活動推進センター)
- ③ 市民が主体的に行う公益的なまちづくり活動の支援を充実します。(市民活動推進センター)
- ④ 「市民活動推進センターららポート」でのコーディネート機能の強化を図ります。(市民活動推進センター)

※1 市民自治協議会：一定のまとまりのある地域(おおむね小学校区程度以下の単位)において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織のこと。

[変更後]

- 1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
(2)地域活動・市民活動の活性化

小分野 1-(2)-①

地域活動・市民活動

基本計画

4年後のまち

- ① 地域の連帯感や助け合いの意識が高まり、自発的な活動が進んでいる。
- ② 様々な分野で市民活動団体の活動が広がり、連携してまちづくりに取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 隣近所とのつながりを大切にし、地域活動にも積極的に参加する。
- ② 1 自主的・自発的に公益活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ① 1 自治会等を中心に、地域での行事、催し物を開催するなど、地域での連帯感を高める。
- ① 2 自分達のまちのことは、自分達で決めて行動するために市民自治協議会^{※1}を設置し、安全、安心、防犯、防災などの地域の課題解決に取り組む。

[ボランティア・NPO]

- ② 1 まちづくり活動へ積極的に参加する。

事業者でできること

- ① 1 地域の行事、協議会に参加し、住民と協力する。
- ① 2 地域活動や市民活動に企業が関心を持ち、理解を示す。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 広報紙等による啓発を充実し、自治会未加入者への加入促進を図ります。(市民活動推進課)
- ① 2 地域コミュニティ活動の基盤組織である自治会に対し、その活動に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ① 3 地域コミュニティの活動拠点である地区集会所の整備に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ① 4 自治会やボランティアやNPOなど各主体の活動の発展と連携を推進するため、概ね小学校区単位のエリアを基本として、これらの多様な主体で構成される市民自治協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。(市民活動推進課)
- ① 5 いこまどんどこまつりなどのイベントを通じて、市民間の交流を促進します。(市民活動推進課)
- ② 1 「市民活動推進センターららポート」を運営し、ボランティアやNPO活動の情報発信を支援します。(市民活動推進センター)
- ② 2 各種の講座などを通じてボランティアやリーダーの育成を図ります。(市民活動推進センター)
- ② 3 市民が主体的に行う公益的なまちづくり活動の支援を充実します。(市民活動推進センター)
- ② 4 「市民活動推進センターららポート」でのコーディネート機能の強化を図ります。(市民活動推進センター)
- ② 5 市民と行政が連携し、100のイベントを実施します。
(市民活動推進課・経済振興課)

※1 市民自治協議会:一定のまとまりのある地域(おおむね小学校区程度以下の単位)において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織のこと。

小分野 1-(3)-①

人権

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が人権について正しい知識や情報を持ち、お互いに理解し、尊重し合える人間関係を構築できるように、人権意識が高まっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 人権尊重の精神に対する理解を深める。
- ①2 日常生活において、人権感覚を身につける。

市民2人以上でできること

- ①1 積極的にボランティア、NPO等で人権に関して取組を行う。
- ①2 多様な人権問題に対応できるよう、行政などと連携する。
- ①3 人権教育地区別懇談会を自治会や市民自治協議会※1の行事の1つとして定着させる。

事業者でできること

- ①1 人権を尊重した事業活動を実施する。
- ①2 従業員に対する社内外での人権教育研修を推進する。
- ①3 採用条件や雇用条件を適正に整備する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。(人権施策課)
- ①2 市民が人権について正しい知識や情報を持つように広報、周知活動を実施します。(人権施策課)
- ①3 職員研修等により、職務執行における人権意識の高揚を図ります。(人事課)
- ①4 市民や地域向けの地区別懇談会や、事業者が実施する職場の人権研修会に講師を派遣し、人権についての教育・啓発を推進します。(人権施策課)
- ①5 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図ります。(人権施策課)
- ①6 多様な人権問題に対応するため、市民や各種団体等と連携するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。(人権施策課)
- ①7 学校教育や社会教育などでの人権教育の推進を図ります。(人権施策課・教育指導課)

小分野 1-(3)-①

人権

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が人権について正しい知識や情報を持ち、お互いに理解し、尊重し合える人間関係を構築できるように、人権意識が高まっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 人権尊重の精神に対する理解を深める。
①2 日常生活において、人権感覚を身につける。

市民2人以上でできること

- ①1 積極的にボランティア、NPO等で人権に関して取組を行う。
①2 多様な人権問題に対応できるよう、行政などと連携する。
①3 人権教育地区別懇談会を自治会や市民自治協議会※1の行事の1つとして定着させる。

事業者でできること

- ①1 人権を尊重した事業活動を実施する。
①2 従業員に対する社内外での人権教育研修を推進する。
①3 採用条件や雇用条件を適正に整備する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。(人権施策課)
①2 市民が人権について正しい知識や情報を持つように広報、周知活動を実施します。(人権施策課)
①3 職員研修等により、職務執行における人権意識の高揚を図ります。(人事課)
①4 市民や地域向けの地区別懇談会や、事業者が実施する職場の人権研修会に講師を派遣し、人権についての教育・啓発を推進します。(人権施策課)
①5 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図ります。(人権施策課)
①6 多様な人権問題に対応するため、市民や各種団体等と連携するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。(人権施策課)
①7 学校教育や社会教育などでの人権教育の推進を図ります。(人権施策課・教育指導課)

小分野 1-(3)-②

男女共同参画

基本計画

4年後のまち

- ① 男女がお互いに相手を思いやり、尊重し、自分らしい生き方ができるように取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識※1に基づく慣習、慣行、社会制度にとらわれないようにする。

市民2人以上でできること

- ①1 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。
①2 地域の活動や社会生活、家庭生活において、男女共同参画を推進する。

事業者でできること

- ①1 従業員に対して職業生活と家庭生活が両立できるように配慮し、職場における男女共同参画を推進する。
①2 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙や情報誌、ホームページ等、多様な媒体を通じて啓発活動を実施します。(男女共同参画プラザ)
①2 市民、事業所等対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。(男女共同参画プラザ)
①3 男女共同参画プラザを拠点とし、DV(ドメスティック・バイオレンス)※2やセクシャル・ハラスメント等を許さない意識啓発を推進するとともに、女性やDV被害者等への相談・支援体制を充実します。(男女共同参画プラザ)
①4 「家庭」「職場」「学校」「地域」をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。(男女共同参画プラザ)
①5 学校や地域等で、それぞれが自分の能力や個性を輝かせ、「自分らしく」生きることができる社会をめざし、出前講座を実施します。(男女共同参画プラザ)

※1 性別役割分担意識:男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」という、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。

※2 DV:Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。夫婦や恋人など、親密な関係にある人・配偶者などから受ける暴力のこと。単なる身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

小分野 1-(3)-②

男女共同参画

基本計画

4年後のまち

- ① 男女がお互いに相手を思いやり、尊重し、自分らしい生き方ができるように取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識※1に基づく慣習、慣行、社会制度にとらわれないようにする。

市民2人以上でできること

- ①1 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。
①2 地域の活動や社会生活、家庭生活において、男女共同参画を推進する。

事業者でできること

- ①1 従業員に対して職業生活と家庭生活が両立できるように配慮し、職場における男女共同参画を推進する。
①2 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙や情報誌、ホームページ等、多様な媒体を通じて啓発活動を実施します。(男女共同参画プラザ)
- ①2 市民、事業所等対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。(男女共同参画プラザ)
- ①3 男女共同参画プラザを拠点とし、DV(ドメスティック・バイオレンス)※2やセクシャル・ハラスメント等を許さない意識啓発を推進するとともに、女性やDV被害者等への相談・支援体制を充実します。(男女共同参画プラザ)
- ①4 「家庭」「職場」「学校」「地域」をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。(男女共同参画プラザ)
- ①5 学校や地域等で、それぞれが自分の能力や個性を輝かせ、「自分らしく」生きることができる社会をめざし、出前講座を実施します。(男女共同参画プラザ)
- ①6 市役所の女性管理職員の割合を、平成30年度当初に30%を目指して、女性躍進プロジェクトチームを編成して、行動計画を策定し、実行します。(人事課)
- ①7 「ワークライフバランス※3」「人材育成及び支援」「職員及び職場の意識改革」「男女共同参画視点の人事管理」「昇任試験制度の見直し」等のあり方を検討し、女性職員躍進行動計画を策定します。(人事課)

※1 性別役割分担意識:男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」という、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。

※2 DV:Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。夫婦や恋人など、親密な関係にある人・配偶者などから受ける暴力のこと。単なる身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

※3 ワークライフバランス:「仕事と生活の調和」と訳され、人生の各段階において、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など)との調和がとれている状態を指す。

小分野 1-(3)-③

多文化共生※1

基本計画

4年後のまち

- ① 市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、市民の主体的な国際交流・相互理解ができる環境の整備が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 異文化に対する理解を深め、尊重する意識を高める。

市民2人以上でできること

- ①1 地域においてことばや文化の違いで日常生活に不便を感じている人達のサポートを行う。
①2 外国人住民※2が地域活動へ参加しやすい環境をつくる。

事業者でできること

- ①1 外国人住民の就労を支援する。
①2 市の事業等に参加・協力する。
①3 外国人住民にも対応したサービスの提供を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 外国人住民の多様な文化・伝統に対する理解の推進を図ります。(人権施策課)
①2 青少年が多文化を理解できるような事業等を開催します。(生涯学習課)
①3 学校教育、社会教育における多文化共生教育を推進します。(教育指導課)
①4 外国人住民教育推進懇話会等の意見を踏まえ、日本語教室等の多文化共生事業の推進を図ります。(人権施策課)
①5 日本語が不自由な外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うため、支援できる環境づくりを推進します。(人権施策課)
①6 市民向けの文書の多言語表記を推進します。(人権施策課)

※1 多文化共生:国籍や民族等が異なる人々が、互いの文化的な背景等の違いを認め合いながら人権を尊重し、地域社会の中で共に生きていくこと。
※2 外国人住民:本計画書では外国籍市民と外国にルーツを持つ市民の総称を意味する。

小分野 1-(3)-③

多文化共生※1

基本計画

4年後のまち

- ① 市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、市民の主体的な国際交流・相互理解ができる環境の整備が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 異文化に対する理解を深め、尊重する意識を高める。

市民2人以上でできること

- ①1 地域においてことばや文化の違いで日常生活に不便を感じている人達のサポートを行う。
①2 外国人住民※2が地域活動へ参加しやすい環境をつくる。

事業者でできること

- ①1 外国人住民の就労を支援する。
①2 市の事業等に参加・協力する。
①3 外国人住民にも対応したサービスの提供を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 外国人住民の多様な文化・伝統に対する理解の推進を図ります。(人権施策課)
①2 青少年が多文化を理解できるような事業等を開催します。(生涯学習課)
①3 学校教育、社会教育における多文化共生教育を推進します。(教育指導課)
①4 外国人住民教育推進懇話会等の意見を踏まえ、日本語教室等の多文化共生事業の推進を図ります。(人権施策課)
①5 日本語が不自由な外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うため、支援できる環境づくりを推進します。(人権施策課)
①6 市民向けの文書の多言語表記を推進します。(人権施策課)

※1 多文化共生: 国籍や民族等が異なる人々が、互いの文化的な背景等の違いを認め合いながら人権を尊重し、地域社会の中で共に生きていくこと。
※2 外国人住民: 本計画書では外国籍市民と外国にルーツを持つ市民の総称を意味する。

小分野 1-(4)-①

行政経営

基本計画

4年後のまち

- ① 市民ニーズに基づく行政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。
- ② 総合計画の進行管理が適切に行われ、計画の目標が達成されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント※1で意見・要望を述べる。
- ② 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう市民の役割を実践する。

市民2人以上でできること

- ① 市民政策提案制度※2を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ② 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう事業者の役割を実践する。

行政の4年間の主な取組

- ① 市ホームページの問い合わせメールや生駒市たけまるモニターアンケートなど、市民、地域活動団体、事業者等が意見を述べられる恒常的な広聴制度の整備と周知を図ります。(広報広聴課)
- ② 市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。(企画政策課)
- ③ 事務事業の必要性や成果などを明確にし、民間委託も考慮しながら、恒常的に整理・合理化を図るとともに、行政改革大綱に基づいた行政改革を推進します。(企画政策課)
- ④ 「不正行為の防止」・「競争性の確保」・「適正な品質の確保」を目的に適正な公共調達がなされるよう、入札・契約・検査制度の改革を推進します。(契約検査課)
- ⑤ 総合計画の進捗状況についての情報提供を行います。(企画政策課)
- ⑥ 総合計画の進行管理を適切に実施し、指標の目標値を達成できるよう予算制度と連動させます。(企画政策課)
- ⑦ 各所属において主体的にPDCAサイクルマネジメント※3が運用しやすく、一層定着するように、総合計画の進行管理手法を発展させます。(企画政策課)
- ⑧ 各所属における分野別計画の進行管理の定着を図ります。(企画政策課)
- ⑨ 総合計画と自治基本条例、総合計画と分野別計画の関係を整理し、計画体系を検討します。(企画政策課)
- ⑩ 各部長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図るため、部としての組織目標をそれぞれ設定するとともに、その成果を評価し、市民に公表します。(企画政策課)

※1 パブリックコメント：市の基本的な計画や条例等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容を公表し、それに対する市民からの意見・情報等を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する制度。市の基本的な計画や条例等の策定過程において市民が意見する機会を保障するだけでなく、反映すべき意見については市の基本的な計画や条例等へ反映することで、その内容をよりよいものとするを目的とする。本市では生駒市パブリックコメント手続条例を平成20年4月から施行。

※2 市民政策提案制度：小分野1-(4)-①参照

※3 PDCA サイクルマネジメント：「計画(Plan)―実施(Do)―評価(Check)―改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと

[変更後]

- 1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

小分野 1-(4)-①

行政経営

基本計画

4年後のまち

- ① 市民ニーズに基づく行政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。
- ② 総合計画の進行管理が適切に行われ、計画の目標が達成されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント※1で意見・要望を述べる。
- ② 1 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう市民の役割を実践する。

市民2人以上でできること

- ① 1 市民政策提案制度※2を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ① 1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ② 1 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう事業者の役割を実践する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市ホームページの問い合わせメールや生駒市たけまるモニターアンケートなど、市民、地域活動団体、事業者等が意見を述べられる恒常的な広聴制度の整備と周知を図ります。(秘書広報広聴課)
- ① 2 市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。(企画政策課)
- ① 3 事務事業の必要性や成果などを明確にし、民間委託も考慮しながら、恒常的に整理・合理化を図るとともに、行政改革大綱に基づいた行政改革を推進します。(企画政策課)
- ① 4 「不正行為の防止」・「競争性の確保」・「適正な品質の確保」を基本に、市内事業者の活性化にも配慮した適正な公共調達がなされるよう、入札・契約・検査制度の改革を推進します。(契約検査課)
- ② 1 総合計画の進捗状況についての情報提供を行います。(企画政策課)
- ② 2 総合計画の進行管理を適切に実施し、指標の目標値を達成できるよう予算制度と連動させます。(企画政策課)
- ② 3 各所属において主体的にPDCAサイクルマネジメント※3が運用しやすく、一層定着するように、総合計画の進行管理手法を発展させます。(企画政策課)
- ② 4 各所属における分野別計画の進行管理の定着を図ります。(企画政策課)
- ② 5 総合計画と自治基本条例、総合計画と分野別計画の関係を整理し、計画体系を検討します。(企画政策課)
- ② 6 各部長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図るため、部としての組織目標をそれぞれ設定するとともに、その成果を評価し、市民に公表します。(企画政策課)

※1 パブリックコメント:市の基本的な計画や条例等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容を公表し、それに対する市民からの意見・情報等を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する制度。市の基本的な計画や条例等の策定過程において市民が意見する機会を保障だけでなく、反映すべき意見については市の基本的な計画や条例等へ反映することで、その内容をよりよいものとするを目的とする。本市では生駒市パブリックコメント手続条例を平成20年4月から施行。

※2 市民政策提案制度:小分野1-(1)-①参照

※3 PDCA サイクルマネジメント:「計画(Plan)―実施(Do)―評価(Check)―改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

[現行]

- 1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

小分野 1-(4)-②

行政サービス

基本計画

4年後のまち

- ① サービスの向上がより一層図られ、親切、丁寧で、質が高く、市民の目線に立ったサービスが提供されている。
- ② 質の高い公共施設の管理運営が、安定的に行われている。
- ③ 市民の情報通信技術を活用した行政サービスの利用が広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 コンビニ交付や窓口専用端末機など利便性の高い行政サービスを利用する。
- ①2 サービスに対する意見をアンケートなどで述べる。

市民2人以上でできること

- ①1 アンケート等で意見を述べる。

事業者でできること

- ①1 公共施設やサービスについて民間事業者の視点から提案する。
- ①2 アンケート等で意見を述べる。

【指定管理者※1】

- ②1 公共サービスを担うものとしての責任をもち、適正で公平なサービスを提供する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 住民基本台帳カード※2を普及するとともに、利便性の高いコンビニ交付について周知し、普及に努めます。
(市民課)
- ①2 たけまるモニターアンケート等で行政サービスについて意見を述べる機会を設けます。(広報広聴課)
- ②1 運営を指定管理とした施設について、運営状況の評価を実施し、質が高く安定的で効率的な公共施設の運営に努めます。(企画政策課)
- ③1 インターネットを利用した各種申請・届出やイベント申込など、利用者にとって利便性の高いオンラインサービスの提供に努めます。(情報政策課)
- ③2 情報通信技術を活用した業務の効率化と市民サービスの向上を図ります。(情報政策課・市民課)

※1 指定管理者(制度): 公の施設(体育館や図書館、コミュニティセンターなど)を地方公共団体が指定する民間等の法人・団体(=指定管理者)に管理させ、その能力等を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度。

※2 住民基本台帳カード: 住民基本台帳カードの発行は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴って、平成28年1月から個人番号カードの発行を開始するまで。マイナンバー制度開始後は、個人番号カードの普及に努める。

[変更後]

- 1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

小分野 1-(4)-②

行政サービス

基本計画

4年後のまち

- ① サービスの向上がより一層図られ、親切、丁寧で、質が高く、市民の目線に立ったサービスが提供されている。
- ② 質の高い公共施設の管理運営が、安定的に行われている。
- ③ 市民の情報通信技術を活用した行政サービスの利用が広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 コンビニ交付など利便性の高い行政サービスを利用する。
- ①2 サービスに対する意見をアンケートなどで述べる。

市民2人以上でできること

- ①1 アンケート等で意見を述べる。

事業者でできること

- ①1 公共施設やサービスについて民間事業者の視点から提案する。
- ①2 アンケート等で意見を述べる。

【指定管理者※1】

- ②1 公共サービスを担うものとしての責任をもち、適正で公平なサービスを提供する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 住民基本台帳カード※2を普及するとともに、利便性の高いコンビニ交付について周知し、普及に努めます。
(市民課)
- ①2 たけまるモニターアンケート等で行政サービスについて意見を述べる機会を設けます。(秘書広報広聴課)
- ②1 運営を指定管理とした施設について、運営状況の評価を実施し、質が高く安定的で効率的な公共施設の運営に努め、健康づくりや生きがい支援のための公共施設利用促進を行います。(企画政策課・生涯学習課)
- ③1 インターネットを利用した各種申請・届出やイベント申込など、利用者にとって利便性の高いオンラインサービスの提供に努めます。(情報政策課)
- ③2 情報通信技術を活用した業務の効率化と市民サービスの向上を図ります。(情報政策課・市民課)

※1 指定管理者(制度): 公の施設(体育館や図書館、コミュニティセンターなど)を地方公共団体が指定する民間等の法人・団体(=指定管理者)に管理させ、その能力等を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度。

※2 住民基本台帳カード: 住民基本台帳カードの発行は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴って、平成28年1月から個人番号カードの発行を開始するまで。マイナンバー制度開始後は、個人番号カードの普及に努める。

小分野 1-(4)-③

財政

基本計画

4年後のまち

- ① 社会保障費増大に対応し、かつ投資的経費も賄える強い財政運営が確立されている。
- ② 財政指標が健全な状態である。
- ③ 現在必要な事業は確実に執行しつつも、将来世代への借金が極力抑制されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 法律・条例等のルールを守ること、ルール違反に伴う事務や違反对策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ②2 市民参加により財政をチェックする。
- ②3 健全な財政運営のための施策について、関心を持ち、理解を深め、積極的に意見を述べる。

市民2人以上でできること

- ②1 補助金等に依存することなく、自立した団体運営を行う。

事業者でできること

- ②1 法律・条例等のルールを守ること、ルール違反に伴う事務や違反对策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ②2 財政運営に関心を持つ。

行政の4年間の主な取組

- ①1 効率的な投資の見極めにより、公共事業などに伴う市債^{※1}の発行を最小限に抑え、長期的な観点からコストの削減を図ります。(財政課)
- ①2 民間事業者の活力を積極的に活用しながらサービスの向上を図るとともに、業務の効率化を推進します。(企画政策課)
- ①3 行政改革の推進や新規・主要事業のヒアリングなどを通じて、事業の有効性や効率性を評価し、事業の効率化を図ります。(企画政策課)
- ①4 納税環境を整備することにより、さらなる市民の利便性と納税意識を高めるとともに、税収確保を図ります。(収税課)
- ②1 財政の現状と課題を分析し、無駄を省くことを基本に財政指標を健全なレベルに導き、維持します。(財政課)
- ③1 財源が許す限り、積極的な繰上償還^{※2}を実施します。(財政課)
- ③2 市債の借入に際しては、交付税算入^{※3}のある優良起債^{※4}に限り、また償還年数も原則10年とします。(財政課)

※1 市債:市が、資金調達のために負担する債務であり、年度を超えて返済される長期借入金のこと。

※2 繰上償還:地方債の返済期間を繰り上げて償還(返済)すること。

※3 交付税算入:地方債の返済金額の一部が、地方交付税の算定額に組み入れられていること。

※4 起債:市債を起こす(発行すること)。起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、予算で定めなければならない。

[変更後]

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
(4)健全で効率的な行財政運営の推進

小分野 1-(4)-③

財政

基本計画

4年後のまち

- ① 社会保障費増大に対応し、かつ投資的経費も賄える強い財政運営が確立されている。
- ② 財政指標が健全な状態である。
- ③ 現在必要な事業は確実に執行しつつも、将来世代への借金が極力抑制されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 法律・条例等のルールを守ること、ルール違反に伴う事務や違反对策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ②2 市民参加により財政をチェックする。
- ②3 健全な財政運営のための施策について、関心を持ち、理解を深め、積極的に意見を述べる。

市民2人以上でできること

- ②1 補助金等に依存することなく、自立した団体運営を行う。

事業者でできること

- ②1 法律・条例等のルールを守ること、ルール違反に伴う事務や違反对策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ②2 財政運営に関心を持つ。

行政の4年間の主な取組

- ①1 効率的な投資の見極めにより、公共事業などに伴う市債^{※1}の発行を最小限に抑え、長期的な観点からコストの削減を図ります。(財政課)
- ①2 民間事業者の活力を積極的に活用しながらサービスの向上を図るとともに、業務の効率化を推進します。(企画政策課)
- ①3 行政改革の推進や新規・主要事業のヒアリングなどを通じて、事業の有効性や効率性を評価し、事業の効率化を図ります。(企画政策課)
- ①4 納税環境を整備することにより、さらなる市民の利便性と納税意識を高めるとともに、税収確保を図ります。(収税課)
- ①5 ふるさと納税のより積極的な活用を行います。(課税課)
- ①6 公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画を策定します。(企画政策課)
- ②1 財政の現状と課題を分析し、無駄を省くことを基本に財政指標を健全なレベルに導き、維持します。(財政課)
- ③1 財源が許す限り、積極的な繰上償還^{※2}を実施します。(財政課)
- ③2 市債の借入に際しては、交付税算入^{※3}のある優良起債^{※4}に限り、また償還年数も原則10年とします。(財政課)

※1 市債:市が、資金調達のために負担する債務であり、年度を超えて返済される長期借入金のこと。

※2 繰上償還:地方債の返済期間を繰り上げて償還(返済)すること。

※3 交付税算入:地方債の返済金額の一部が、地方交付税の算定額に組み入れられていること。

※4 起債:市債を起こす(発行する)こと。起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、予算で定めなければならない。

小分野 1-(4)-④

職員・行政組織 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 少数精鋭で効率的・効果的な組織体制となっている。
- ② 職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。
- ③ 社会情勢に合った柔軟な組織になっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント※1で意見・要望を述べる。
- ①2 職員の応対等に対する要望を伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 職員の応対等に対する要望を伝える。

事業者でできること

- ①1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ①2 職員の応対等に対する要望を伝える。

行政の4年間の主な取組

- ①1 新たな昇格・昇給制度の導入により、効率的な組織体制の構築を図るとともに、事務事業の見直し、民間活力の積極的な導入、再任用制度の運用など、職員定数の適正化により少数精鋭の組織をめざします。(人事課)
- ①2 職員の能力・実績を適正に評価する人事評価制度を全職員に導入することにより、その意欲と能力の発揮を促すとともに、適材適所の人事配置を推進し、効果的な人事管理と人材育成に活用します。(人事課)
- ②1 優秀な人材の確保に向け、新規職員採用試験説明会の開催、採用試験内容や方法の見直し等を実施することにより、受験者の拡大を図り、人物重視の視点から職員を採用します。(人事課)
- ②2 職員の政策形成能力や問題解決能力などを向上させるため、多様な研修機会を提供するとともに、自己啓発への助成などを実施し、職員の意識改革と一層の能力向上を図ります。(人事課)
- ③1 市民ニーズや時代の変化を的確に捉えながら、効率的で柔軟な組織体制の構築と意思決定の迅速化を図ります。(企画政策課)
- ③2 各部課間をまたがる行政課題に対応するため、理事者及び部長級で組織する検討会議の運営や、プロジェクトチームの設置など調整機能を充実します。(企画政策課)

[変更後]

- 1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
(4)健全で効率的な行財政運営の推進

小分野 1-(4)-④

職員・行政組織 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 少数精鋭で効率的・効果的な組織体制となっている。
- ② 職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。
- ③ 社会情勢に合った柔軟な組織になっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント※1で意見・要望を述べる。
- ② 職員の応対等に対する要望を伝える。

市民2人以上でできること

- ① 1 職員の応対等に対する要望を伝える。

事業者でできること

- ① 1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ② 職員の応対等に対する要望を伝える。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 新たな昇格・昇給制度の導入により、効率的な組織体制の構築を図るとともに、事務事業の見直し、民間活力の積極的な導入、再任用制度の運用など、定員適正化計画の取組を進め、職員定数の適正化により少数精鋭の組織をめざします。（人事課）
- ② 職員の能力・実績を適正に評価する人事評価制度を全職員に導入することにより、その意欲と能力の発揮を促すとともに、適材適所の人事配置を推進し、効果的な人事管理と人材育成に活用します。また、新しい人材育成基本方針を人事評価制度へ連動させます。（人事課）
- ③ 職員の時間外勤務の削減を図ります。（人事課）
- ② 1 優秀な人材の確保に向け、新規職員採用試験説明会の開催、採用試験内容や方法の見直し等を実施することにより、受験者の拡大を図り、人物重視の視点から職員を採用するとともに、技術職員の採用を強化します。（人事課）
- ② 2 職員の政策形成能力や問題解決能力などを向上させるため、多様な研修機会を提供するとともに、自己啓発への助成などを実施し、職員の意識改革と一層の能力向上を図ります。（人事課）
- ③ 1 市民ニーズや時代の変化を的確に捉えながら、効率的で柔軟な組織体制の構築と意思決定の迅速化を図ります。（企画政策課）
- ③ 2 各部課間をまたがる行政課題に対応するため、理事者及び部長級で組織する検討会議の運営や、プロジェクトチームの設置など調整機能を充実します。（企画政策課）

※1 パブリックコメント:小分野 1-(4)-①参照

小分野 2-(1)-①

母子保健

基本計画

4年後のまち

- ① パートナーや家族の妊娠・出産に対する理解が広がり、安心して妊娠・出産にのぞめる妊婦が増えている。
- ② 健診等の制度や地域の活動を利用することで、子どもがより一層健康で、すくすくと育っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 妊婦とそのパートナーは妊娠中の身体の変化や胎児の成長について学ぶ。
- ② 周りの人（特に夫）は、妊娠・出産による心身の変化に配慮する。
- ③ 妊婦は禁煙・禁酒を心がけるとともに、周囲の人は妊婦の受動喫煙防止に配慮する。
- ④ 保護者は自分自身と子への健康に関心を持つ。
- ⑤ 健康診査（妊婦・乳幼児）を受け健康状態を把握しておく。
- ⑥ 予防接種を受け、疾病予防に努める。

市民2人以上でできること

- ① 母子保健推進ボランティアとして、地域の母子保健推進に努める。

事業者でできること

- ① 雇用者は、雇用している妊婦への配慮を行う。
- ② 子どもの健診や予防接種を受けやすい就業環境の整備を進める。

行政の4年間の主な取組

- ① 働く妊婦や母親に対し、利用できる制度の情報提供を行います。（健康課）
- ② 妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供を行います。（健康課）
- ③ 父親の母親に対する精神的支援や理解の必要性の啓発を行います。（健康課）
- ④ 妊産婦・新生児訪問や妊婦健康診査を実施します。（健康課）
- ⑤ 未熟児への支援のため、産科医療機関との連携を強化します。（健康課）
- ⑥ 母子保健推進ボランティアの能力向上のための研修等を行います。（健康課）
- ⑦ 疾病の早期発見、早期治療、療育などを行うため、乳幼児健康診査を実施します。（健康課）
- ⑧ 疾病予防のために、予防接種を実施します。（健康課）
- ⑨ 健診未受診者の追跡システムを構築し、医療機関その他関係機関との連携の強化を図ります。（健康課）
- ⑩ 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。（健康課）
- ⑪ 子育てに関する知識、技術を習得する機会や交流の場の提供を行います。（健康課）
- ⑫ 障がい児や発達に遅れのある子どもの早期療育や相談体制の充実を図ります。（障がい福祉課）

小分野 2-(1)-①

母子保健

基本計画

4年後のまち

- ① パートナーや家族の妊娠・出産に対する理解が広がり、安心して妊娠・出産にのぞめる妊婦が増えている。
- ② 健診等の制度や地域の活動を利用することで、子どもがより一層健康で、すくすくと育っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 妊婦とそのパートナーは妊娠中の身体の変化や胎児の成長について学ぶ。
- ② 周りの人（特に夫）は、妊娠・出産による心身の変化に配慮する。
- ③ 妊婦は禁煙・禁酒を心がけるとともに、周囲の人は妊婦の受動喫煙防止に配慮する。
- ④ 保護者は自分自身と子への健康に関心を持つ。
- ⑤ 健康診査（妊婦・乳幼児）を受け健康状態を把握しておく。
- ⑥ 予防接種を受け、疾病予防に努める。

市民2人以上でできること

- ① 母子保健推進ボランティアとして、地域の母子保健推進に努める。

事業者でできること

- ① 雇用者は、雇用している妊婦への配慮を行う。
- ② 子どもの健診や予防接種を受けやすい就業環境の整備を進める。

行政の4年間の主な取組

- ① 働く妊婦や母親に対し、利用できる制度の情報提供を行います。（健康課）
- ② 妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供を行います。（健康課）
- ③ 父親の母親に対する精神的支援や理解の必要性の啓発を行います。（健康課）
- ④ 妊産婦・新生児訪問や妊婦健康診査を実施します。（健康課）
- ⑤ 未熟児への支援のため、産科医療機関との連携を強化します。（健康課）
- ⑥ 不育症治療費の助成制度の創設を検討するとともに、相談体制の検討を行います。（健康課）
- ⑦ 母子保健推進ボランティアの能力向上のための研修等を行います。（健康課）
- ⑧ 疾病の早期発見、早期治療、障がいの早期発見などを行うため、乳幼児健康診査を実施します。また、健診の事後フォローを実施します。（健康課）
- ⑨ 疾病予防のために、予防接種を実施します。（健康課）
- ⑩ 健診未受診者の追跡システムを構築し、医療機関その他関係機関との連携の強化を図ります。（健康課）
- ⑪ 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。（健康課）
- ⑫ 子育てに関する知識、技術を習得する機会や交流の場の提供を行います。（健康課）
- ⑬ 障がい児や発達に遅れのある子どもの医療機関や児童福祉施設等との連携による早期療育や相談体制の充実を図ります。（障がい福祉課）

小分野 2-(1)-②

保育サービス 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境が整えられている。
- ② 保育サービスが充実し、必要なときに必要なサービスが受けられている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 学童保育※¹の運営に対し、保護者会活動等により積極的に関わる。
- ②1 保育所、学童保育の利用に際して応分の保育料を負担する。

市民2人以上でできること

- ②1 保育所と地域のふれあい事業にボランティアとして参加する。
- ②2 学童保育児童の登下校時の見守りによる安全確保への支援を行う。

事業者でできること

- ①1 関係機関として、子育て支援への取組を図る。
- ①2 子育てと仕事を両立しやすい環境を整備する。
- ②1 保護者のニーズにあった保育を実施する。
- ②2 保育士の資質・能力の向上を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 保育所と地域のふれあい事業へのボランティア参加の啓発や情報提供など、保育所と地域との積極的な交流を実施します。(こども課)
- ①2 学童保育児童の安全確保や地域行事参加への協力を得るため、地域住民への学童保育制度の周知を図ります。(教育総務課)
- ①3 保育所に入所している子どもの就学に向けて、幼稚園・学校との積極的な連携を図ります。(こども課)
- ①4 保育士・学童保育指導員の資質の向上を図るための研修を実施します。(こども課・教育総務課)
- ②1 適正な保育サービスが提供されるよう保育事業者に対して指導・支援を行います。(こども課)
- ②2 より円滑な学童保育運営を図るために、保護者・学校との連携を図ります。(教育総務課)
- ②3 多様化する保育ニーズに対応するとともに、就学前教育の充実を図るために、幼保一体化の検討を進めます。(こども課)
- ②4 保護者のニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育を実施するとともに、さらなる保育サービスの充実に向けての検討を行います。(こども課)
- ②5 学童保育の適正規模を維持するとともに、安全かつ衛生的で快適な保育環境の確保を図ります。(教育総務課)
- ②6 増加する保育事業に対応するため、保育所整備を行います。(こども課)

※1 学童保育: 共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない小学生(1年生～6年生)に対して、放課後の生活の場を提供する保育(施設)のこと。

小分野 2-(1)-②

保育サービス 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境が整えられている。
- ② 保育サービスが充実し、必要なときに必要なサービスが受けられている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 学童保育※1の運営に対し、保護者会活動等により積極的に関わる。
- ②1 保育所、学童保育の利用に際して応分の保育料を負担する。

市民2人以上でできること

- ②1 保育所と地域のふれあい事業にボランティアとして参加する。
- ②2 学童保育児童の登下校時の見守りによる安全確保への支援を行う。

事業者でできること

- ①1 関係機関として、子育て支援への取組を図る。
- ①2 子育てと仕事を両立しやすい環境を整備する。
- ②1 保護者のニーズにあった保育を実施する。
- ②2 保育士の資質・能力の向上を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 保育所と地域のふれあい事業へのボランティア参加の啓発や情報提供など、保育所と地域との積極的な交流を実施します。(こども課)
- ①2 学童保育児童の安全確保や地域行事参加への協力を得るため、地域住民への学童保育制度の周知を図ります。(教育総務課)
- ①3 保育所に入所している子どもの就学に向けて、幼稚園・学校との積極的な連携を図ります。(こども課)
- ①4 保育士・学童保育指導員の資質の向上を図るための研修を実施します。(こども課・教育総務課)
- ②1 適正な保育サービスが提供されるよう保育事業者に対して指導・支援を行います。(こども課)
- ②2 より円滑な学童保育運営を図るために、保護者・学校との連携を図ります。(教育総務課)
- ②3 多様化する保育ニーズに対応するとともに、就学前教育の充実を図るために、幼保一体化の検討を進めます。(こども課)
- ②4 保護者のニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育を実施するとともに、さらなる保育サービスの充実に向けての検討を行います。(こども課)
- ②5 学童保育の適正規模を維持するとともに、安全かつ衛生的で快適な保育環境の確保を図ります。(教育総務課)
- ②6 増加する保育事業に対応するため、保育所整備を行います。(こども課)
- ②7 駅前空き店舗等を利用した小規模保育事業を推進します。(こども課)

※1 学童保育:共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない小学生(1年生～6年生)に対して、放課後の生活の場を提供する保育(施設)のこと。

小分野 2-(1)-③

子育て支援 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域や社会が保護者に寄り添い、親の成長を支援することにより、子どものより良い育ちを実現している。
- ② 家庭、学校、地域、関係機関が連携し、子どもと子育ての環境を守ることにより、子育て家庭が安全に安心して暮らしている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 近隣同士がお互いに関心を持ち合う。
- ②1 市の子育て支援や様々な行事に関心を持ち、積極的に活用、参加する。
- ②2 父親も育児に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティア養成講座等修了者が、市の開催する行事に積極的に関与する。
- ①2 地域の中で、気軽に相談できる人材を育成する。
- ②1 子育て家庭の孤立を防ぐため、民生・児童委員等による地域子育て支援ネットワークの充実を図る。
- ②2 放課後、子どもが地域の学校で遊んだり活動したりするためのサポートを行う。

事業者でできること

- ②1 従業員のワークライフバランス^{*1}を考え、育児休暇等の取得の促進等、子育てしやすい環境づくりに努める。
- ②2 出産や育児のために退職した女性を積極的に再雇用する。
- ②3 様々な分野・地域で子育てを応援する「なら子育て応援団^{*2}」へ、積極的に参加する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 子育てサークルへの支援を充実します。(子育て支援総合センター)
- ①2 ファミリー・サポート事業^{*3}における援助会員など、地域における子育て支援に関わる人材の確保に努めます。(子育て支援総合センター)
- ①3 子育てに関する相談や情報提供を行います。(子育て支援総合センター・健康課)
- ①4 ボランティア養成講座や子育て支援に関する研修会など、誰もが子育てに興味を持ち、参加できるような機会を拡大します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ①5 子育て支援総合センターを整備し、ひろば事業、地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制の充実を図ります。(子育て支援総合センター)
- ②1 ワークライフバランスの実現を図るために、保育サービスの充実等、多様な働き方への支援を行います。(こども課)
- ②2 子育てや家庭で心配なことなどの相談事業を実施するとともに、子育てに悩む人のメンタルケアができる人材の確保に努めます。(こどもサポートセンター)
- ②3 育児教室など各種教室を行い、相談・交流の場を充実します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ②4 事業・施設の内容、利用の仕方、実施主体などが明記されたパンフレットを作成し、啓発に努めます。(子育て支援総合センター・こども課)
- ②5 関係機関との連携を深めて、児童虐待の防止の啓発・発生予防・早期発見に努めます。(こどもサポートセンター)
- ②6 ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を行うとともに、自立支援を促進します。(こども課)
- ②7 子育て世代のニーズ調査を行い、ニーズに即したサービスの提供を図ります。(こども課)

※1 ワークライフバランス:「仕事と生活の調和」と訳され、人生の各段階において、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など)との調和がとれている状態を指す。

※2 なら子育て応援団:奈良県が実施する子育て支援の取組の一つで、子育てを応援する企業・店舗・NPO を募集し、「なら子育て応援団」に登録し、子育て家庭に様々なサービスを提供するとともに、その活動を広報・支援することにより、地域における子育て支援の輪を広げる県民運動を展開。

※3 ファミリー・サポート事業:育児を応援してほしい人と、育児の応援をしたい人がお互いに助け合いながら、保育施設への送迎や保護者の一時的・短時間の外出時に子どもを預かるなどの援助活動事業のこと。

小分野 2-(1)-③

子育て支援 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域や社会が保護者に寄り添い、親の成長を支援することにより、子どものより良い育ちを実現している。
- ② 家庭、学校、地域、関係機関が連携し、子どもと子育ての環境を守ることにより、子育て家庭が安全に安心して暮らしている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 活動場所を含めて子育てサークルへの支援を充実するとともに、子育て負担の軽減を図ります。(子育て支援総合センター)
- ①2 ファミリー・サポート事業※3における援助会員など、地域における子育て支援に関わる人材の確保に努めます。(子育て支援総合センター)
- ①3 子育てに関する相談や情報提供を行います。(子育て支援総合センター・健康課)
- ①4 ボランティア養成講座や子育て支援に関する研修会など、誰もが子育てに興味を持ち、参加できるような機会を拡大します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ①5 子育て支援総合センターを整備し、ひろば事業、地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制の充実を図ります。(子育て支援総合センター)
- ①6 ITを利用した子育て支援情報の発信や子育て支援総合センター実施事業の周知を図ります。(子育て支援総合センター・図書館)
- ②1 ワークライフバランスの実現を図るために、保育サービスの充実等、多様な働き方への支援を行います。(こども課・男女共同参画プラザ・経済振興課)
- ②2 子育てや家庭で心配なことなどの相談事業を実施するとともに、子育てに悩む人のメンタルケアができる人材の確保に努めます。(こどもサポートセンター)
- ②3 育児教室など各種教室を行い、相談・交流の場を充実します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ②4 事業・施設の内容、利用の仕方、実施主体などが明記されたパンフレットを作成し、啓発に努めます。(子育て支援総合センター・こども課)
- ②5 要保護児童対策地域協議会の強化を図り、医療機関・保健機関・教育機関等、地域の関係機関との連携を深めて、児童虐待の防止の啓発・発生予防・早期発見に努めます。(こどもサポートセンター)
- ②6 児童虐待等防止啓発事業を促進します。(こどもサポートセンター)
- ②7 ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を行うとともに、自立支援を促進します。(こども課)
- ②8 子育て世代のニーズ調査を行い、ニーズに即したサービスの提供を図ります。(こども課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 近隣同士がお互いに関心を持ち合う。
- ②1 市の子育て支援や様々な行事に関心を持ち、積極的に活用、参加する。
- ②2 父親も育児に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティア養成講座等修了者が、市の開催する行事に積極的に関与する。
- ①2 地域の中で、気軽に相談できる人材を育成する。
- ②1 子育て家庭の孤立を防ぐため、民生・児童委員等による地域子育て支援ネットワークの充実を図る。
- ②2 放課後、子どもが地域の学校で遊んだり活動したりするためのサポートを行う。

事業者でできること

- ②1 従業員のワークライフバランス※1を考え、育児休暇等の取得の促進等、子育てしやすい環境づくりに努める。
- ②2 出産や育児のために退職した女性を積極的に再雇用する。
- ②3 様々な分野・地域で子育てを応援する「なら子育て応援団※2」へ、積極的に参加する。

※1 ワークライフバランス:小分野 1-(3)-②参照

※2 なら子育て応援団:奈良県が実施する子育て支援の取組の一つで、子育てを応援する企業・店舗・NPO を募集し、「なら子育て応援団」に登録し、子育て家庭に様々なサービスを提供するとともに、その活動を広報・支援することにより、地域における子育て支援の輪を広げる県民運動を展開。

※3 ファミリー・サポート事業:育児を応援してほしい人と、育児の応援をしたい人とお互いに助け合いながら、保育施設への送迎や保護者の一時的・短時間の外出時に子どもを預かるなどの援助活動事業のこと。

小分野 2-(2)-①

幼稚園教育

基本計画

4年後のまち

- ① 幼稚園、保育園、学校、家庭及び地域の連携のもと、幼児一人ひとりの発達の特性を活かした就学前教育^{※1}が進んでいる。
- ② 幼児たちがのびのびと学び育つ安全・安心な環境が整えられている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 幼稚園教育に対して関心をもつ。
- ①2 保護者は、自らの役割を自覚し、よりよい家庭教育を進める。
- ①3 幼稚園教育に対して、アンケート調査などで保護者が意見を述べるとともに、園運営に協力する。

市民2人以上でできること

- ①1 スクールボランティア^{※2}活動等に参加する。

事業者でできること

- ①1 体験学習など学習の機会・場の提供を行う。
- ①2 専門的な知識の情報提供を行う。
- ①3 幼稚園教育に対して、事業者が関心をもつ。

行政の4年間の主な取組

- ①1 就学前教育の充実を図るため、幼稚園と保育園、学校との連携を図り、国の動向や地域の状況等を踏まえ、こども園の開設に向けた取組を行います。(こども課)
- ①2 私立幼稚園、保育園との連携を深め、最新の知見を踏まえた教員研修等を合同で実施します。(こども課)
- ①3 幼稚園・小学校・中学校・保育園の意見交換を積極的に行います。(こども課・教育指導課)
- ①4 家庭教育学級を充実し、保護者へ子育てに関する情報提供を行います。(生涯学習課)
- ①5 アンケート調査など保護者や市民の意見を把握し、ニーズに合った就学前教育を実施します。(こども課)
- ①6 学校評議員会^{※3}等を充実するとともに、学校関係者評価を実施し、自己評価の結果を公表します。(こども課)
- ①7 スクールボランティアが活動できる範囲を拡大します。(こども課)
- ②1 幼児の安全を確保するため、園舎の耐震化を進めるとともに、施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(こども課)
- ②2 就学前教育の取組を分かりやすく公表します。(こども課)

※1 就学前教育:小学校に入る(就学)前の子どもを対象にした教育。幼稚園や保育園での教育などがこれにあたる。

※2 スクールボランティア:地域の方々が培ってこられた経験や技術、知恵や工夫を活かして、子どもたちがよりよい学習環境の中で安心して校園生活を送れるようにする取組。活動内容は「登校時の安全指導」、「校庭の花壇整備」、「読み聞かせ」など様々。

※3 学校評議員会:校長が学校運営にあたり、保護者や地域住民の意見を聞くことを通じて、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことを目的とした、地域住民の学校運営への参画の仕組み。

小分野 2-(2)-①

幼稚園教育

基本計画

4年後のまち

- ① 幼稚園、保育園、学校、家庭及び地域の連携のもと、幼児一人ひとりの発達の特性を活かした就学前教育^{※1}が進んでいる。
- ② 幼児たちがのびのびと学び育つ安全・安心な環境が整えられている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 幼稚園教育に対して関心をもつ。
- ① 2 保護者は、自らの役割を自覚し、よりよい家庭教育を進める。
- ① 3 幼稚園教育に対して、アンケート調査などで保護者が意見を述べるとともに、園運営に協力する。

市民2人以上でできること

- ① 1 スクールボランティア^{※2}活動等に参加する。

事業者でできること

- ① 1 体験学習など学習の機会・場の提供を行う。
- ① 2 専門的な知識の情報提供を行う。
- ① 3 幼稚園教育に対して、事業者が関心をもつ。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 就学前教育の充実を図るため、幼稚園と保育園、学校との連携を図り、国の動向や地域の状況等を踏まえ、こども園の開設に向けた取組を行います。(こども課)
- ① 2 私立幼稚園、保育園との連携を深め、最新の知見を踏まえた教員研修等を合同で実施します。(こども課)
- ① 3 幼稚園・小学校・中学校・保育園の意見交換を積極的に行います。(こども課・教育指導課)
- ① 4 家庭教育学級を充実し、保護者へ子育てに関する情報提供を行います。(生涯学習課)
- ① 5 アンケート調査など保護者や市民の意見を把握し、ニーズに合った就学前教育を実施します。(こども課)
- ① 6 学校評議員会^{※3}等を充実するとともに、学校関係者評価を実施し、自己評価の結果を公表します。(こども課)
- ① 7 スクールボランティアが活動できる範囲を拡大します。(こども課)
- ② 1 幼児の安全を確保するため、園舎の耐震化を進めるとともに、施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(こども課)
- ② 2 就学前教育の取組を分かりやすく公表します。(こども課)
- ② 3 市立幼稚園の預かり保育について、実施園の拡大や運営方法、運営時間等を改善します。(こども課)

※1 就学前教育:小学校に入る(就学)前の子どもを対象にした教育。幼稚園や保育園での教育などがこれにあたる。

※2 スクールボランティア:地域の方々が培ってこられた経験や技術、知恵や工夫を活かして、子どもたちがよりよい学習環境の中で安心して校園生活を送れるようにする取組。活動内容は「登校時の安全指導」、「校庭の花壇整備」、「読み聞かせ」など様々。

※3 学校評議員会:校長が学校運営にあたり、保護者や地域住民の意見を聞くことを通じて、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことを目的とした、地域住民の学校運営への参画の仕組み。

小分野 2-(2)-②

学校教育 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境が整えられている。
- ② 子どもの個性や自己有用感^{※1}、自他の生命を尊重する意識をはぐくみ、心の教育が充実している。
- ③ 市民・地域・事業者・行政が連携して、開かれた学校づくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 保護者は自らの役割と責任を自覚し、児童生徒へよりよい家庭教育を進める。
- ① 2 保護者は、授業参観や懇談会その他学校行事や外部人材活用に積極的に参加する。
- ① 3 児童生徒の登下校の時間に合わせた道路掃除、散歩、買い物等による子どもたちの見守り活動を行う。
- ① 4 アンケート等で意見を述べ、学校運営に参画する。
- ① 5 保護者は家庭で食育^{※2}を実践するとともに、学校給食に関しても関心をもつ。

市民2人以上でできること

- ③ 1 地域で子どもの成長に関心をもち、必要に応じて学校を支援する。
- ③ 2 スクールボランティア^{※3}活動等に参加する。
- ③ 3 子どもたちの安全や非行に対して、社会全体で見守り活動を行う。

事業者でできること

- ① 1 地元産などの安全な食材を用いておいしい学校給食を提供する。
- ② 1 児童生徒のキャリア教育の機会と場を提供する。
- ③ 1 地域ぐるみの健全育成に協力し、登下校中の児童生徒の見守りを行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 児童生徒一人ひとりの確かな学力の育成のため、個に応じた指導が行えるよう、市独自の少人数学級編制の対象学年の拡大の検討、学びのサポーターの拡充など、多様な教育活動を展開します。(教育指導課)
- ① 2 「体力向上推進プラン」に基づき、授業や行事を工夫し児童生徒の体力向上を進めます。(教育指導課)
- ① 3 安全・安心な教育環境を整備するため、学校施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(教育総務課)
- ① 4 保護者への子育てに関する情報を提供し、相談体制を充実します。(教育指導課)
- ① 5 スクールアドバイザーを活用し、いじめや暴力行為等の課題の改善に取り組みます。(教育指導課)
- ① 6 食育を推進します。(教育指導課)
- ① 7 学校給食を通じて、正しい栄養や食事のとり方などについて知識啓発を行います。(学校給食センター)
- ① 8 学校給食センターの更新に向けて、運営方法、施設設備及びアレルギー対応などについて検討を進めます。(学校給食センター)
- ① 9 全小中学校の省エネルギー化を目指した取組を行います。(教育総務課)
- ① 10 全小中学校のトイレを洋式化するなどの改修をし、使いやすく、きれいで、明るいものにします。(教育総務課)
- ① 11 建物の長寿命化を考慮した老朽化対策を行います。(教育総務課)
- ① 12 地域や保護者と連携し、生駒北小中学校において小中一貫教育を推進します。(教育総務課・教育指導課)
- ② 1 教職員の資質や能力の向上を図り、子どもたちの個性や自己有用感、自他の生命を尊重する意識を伸ばす特色ある教育を行います。(教育指導課)
- ② 2 朝の読書活動や学校図書館の整備・充実を図り、児童生徒の感性を高め、豊かな人間性を涵養します。(教育指導課)
- ② 3 伝え合う力の育成の一環として、小学校3年生から外国語活動に取り組みます。(教育指導課)
- ② 4 適応指導教室の運営により、不登校児童・生徒の学校生活への復帰を支援するためのカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を計画的に実施します。(教育指導課)
- ③ 1 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業^{※4}を通じて小・中学校を支援する取組を行います。(教育指導課)
- ③ 2 スクールボランティアなど地域の教育力を活用した取組を充実します。(教育総務課・教育指導課)
- ③ 3 ホームページ等を通して学校運営や児童生徒の様子を公表します。(教育指導課)
- ③ 4 学校評価を進めていくために、学校評価シートを効果的に活用します。(教育指導課)

※1 自己有用感:自分は役に立っている、自分は必要な人間であるなど、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

※2 食育:食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける教育のこと。

※3 スクールボランティア:小分野 2-(2)-①参照

※4 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業:児童生徒の健全な成長を図るため、学校・家庭・地域の関係機関が一丸となって安全指導や安全活動などを行う取組。

小分野 2-(2)-②

学校教育 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境が整えられている。
- ② 子どもの個性や自己有用感^{※1}、自他の生命を尊重する意識をはぐくみ、心の教育が充実している。
- ③ 市民・地域・事業者・行政が連携して、開かれた学校づくりが進んでいる。

行政の4年間の主な取組

- ①1 児童生徒一人ひとりの確かな学力の育成のため、個に応じた指導が行えるよう、市独自の少人数学級編制の対象学年の拡大の検討、学びのサポーターの拡充など、多様な教育活動を展開します。(教育指導課)
- ①2 「体力向上推進プラン」に基づき、授業や行事を工夫し児童生徒の体力向上を進めます。(教育指導課)
- ①3 社会で活躍できる人材の育成を目指して教育活動を工夫します。(教育指導課)
- ①4 安全・安心な教育環境を整備するため、学校施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(教育総務課)
- ①5 保護者への子育てに関する情報を提供し、相談体制を充実します。(教育指導課)
- ①6 スクールアドバイザーを活用し、いじめや暴力行為等の課題の改善に取り組みます。(教育指導課)
- ①7 食育を推進します。(教育指導課・学校給食センター)
- ①8 学校給食を通じて、正しい栄養や食事のとり方などについて知識啓発を行います。(学校給食センター)
- ①9 学校給食センターの更新に向けて、運営方法、施設設備及びアレルギー対応などについて検討を進めます。(学校給食センター)
- ①10 全小中学校の省エネルギー化を目指した取組を行います。(教育総務課・教育指導課)
- ①11 学校設備を使いやすく、きれいで、明るく、快適なものにします。(教育総務課)
- ①12 建物の長寿命化を考慮した老朽化対策を行います。(教育総務課)
- ①13 地域や保護者と連携し、生駒北小中学校において小中一貫教育を推進します。(教育総務課・教育指導課)
- ①14 市内小中学校クラブ活動などの練習環境・発表の場などの支援を行います。(教育指導課・生涯学習課)
- ②1 教職員の資質や能力の向上を図り、子どもたちの個性や自己有用感、自他の生命を尊重する意識を伸ばす特色ある教育を行います。(教育指導課)
- ②2 朝の読書活動や学校図書館の整備・充実を図り、児童生徒の感性を高め、豊かな人間性を涵養します。(教育指導課)
- ②3 伝え合う力の育成の一環として、小学校3年生から外国語活動に取り組みます。(教育指導課)
- ②4 適応指導教室の運営により、不登校児童・生徒の学校生活への復帰を支援するためのカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を計画的に実施します。(教育指導課)
- ②5 学校創造推進事業等で、学校が各界で活躍する方(経営者、政治家、スポーツ、文化人ほか)をお招きし、子どもたちに夢を与える講演会等を実施します。(教育指導課)
- ③1 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業^{※4}を通じて小・中学校を支援する取組を行います。(教育指導課)
- ③2 スクールボランティアなど地域の教育力を活用した取組を充実します。(教育総務課・教育指導課)
- ③3 ホームページ等を通して学校運営や児童生徒の様子を公表します。(教育指導課)
- ③4 学校評価を進めていくために、学校評価シートを効果的に活用します。(教育指導課)
- ③5 教育委員の選任に当たって市民から公募します。(教育総務課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 保護者は自らの役割と責任を自覚し、児童生徒へよりよい家庭教育を進める。
- ①2 保護者は、授業参観や懇談会その他学校行事や外部人材活用に積極的に参加する。
- ①3 児童生徒の登下校の時間に合わせた道路掃除、散歩、買い物等による子どもたちの見守り活動を行う。
- ①4 アンケート等で意見を述べ、学校運営に参画する。
- ①5 保護者は家庭で食育^{※2}を実践するとともに、学校給食に関しても関心をもつ。

市民2人以上でできること

- ③1 地域で子どもの成長に関心をもち、必要に応じて学校を支援する。
- ③2 スクールボランティア^{※3}活動等に参加する。
- ③3 子どもたちの安全や非行に対して、社会全体で見守り活動を行う。

事業者でできること

- ①1 地元産などの安全な食材を用いておいしい学校給食を提供する。
- ②1 児童生徒のキャリア教育の機会と場を提供する。
- ③1 地域ぐるみの健全育成に協力し、登下校中の児童生徒の見守りを行う。

※1 自己有用感:自分は役に立っている、自分は必要な人間であるなど、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

※2 食育:食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける教育のこと。

※3 スクールボランティア:小分野 2-(2)-①参照

※4 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業:児童生徒の健全な成長を図るため、学校・家庭・地域の関係機関が一元となって安全指導や安全活動などを行う取組。

小分野 2-(2)-③

特別支援教育

基本計画

4年後のまち

- ① 教育支援体制の充実により一人ひとりの発達段階に応じた教育が行われている。
- ② 読み書きやコミュニケーション等で困っている幼児・児童・保護者に通級指導^{※1}等を実施し、通級者の社会適応能力が高まっている。
- ③ 特別な支援を要する幼児・児童・生徒の保護者に対して、専門的な相談員等による教育相談が行われている。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 特別支援教育コーディネーター^{※2}の養成、資質向上に向け、市独自の研修に努めます。(教育指導課)
- ① 2 特別支援教育支援員の募集を市の広報紙及びホームページを通じて行い、市民から採用します。(教育指導課)
- ① 3 特別支援教育支援員を適切に配置します。(教育指導課)
- ① 4 特別支援教育に関わる教員の資質・能力の向上・啓発を図ります。(教育指導課)
- ② 1 幼児・児童・生徒が主体的に取り組めるような指導・支援内容を工夫・検討するとともに、情報提供を行います。(教育指導課)
- ② 2 スクールボランティア^{※3}を募集し、特別に支援が必要な児童生徒の学習補助を行います。(教育総務課)
- ③ 1 教育相談に応じるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{※4}、教育支援施設^{※5}の教育相談員を適切に配置し、活用します。(教育指導課)
- ③ 2 特別支援教育相談事業についての専門相談員の充実を図ります。(教育指導課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ① 2 特別支援教育支援員募集に対して積極的に応募する。
- ② 1 作品展やバザーに参加し、特別支援教育に理解を示す。

市民2人以上でできること

- ① 1 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ① 2 障がい児・者の支援にボランティア等で積極的に関わる。
- ② 1 障がいのある児童生徒が参加しやすい地域行事等を計画・実施する。

事業者でできること

- ① 1 特別支援教育を理解し、協力する。
- ② 1 障がい者の就労を推進する。

※1 通級指導：小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒に対し、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、個々の障がいに応じた特別指導(自立活動・各教科の補充指導)を通級指導教室で行う教育形態。

※2 特別支援教育コーディネーター：LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するため、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整の役割を担う者。

※3 スクールボランティア：小分野 2-(2)-①参照

※4 スクールソーシャルワーカー：問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関と連携して課題解決を図る仕組みのこと。

小分野 2-(2)-③

特別支援教育

基本計画

4年後のまち

- ① 教育支援体制の充実により一人ひとりの発達段階に応じた教育が行われている。
- ② 読み書きやコミュニケーション等で困っている幼児・児童・保護者に通級指導※¹等を実施し、通級者の社会適応能力が高まっている。
- ③ 特別な支援を要する幼児・児童・生徒の保護者に対して、専門的な相談員等による教育相談が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ② 特別支援教育支援員募集に対して積極的に応募する。
- ② 1 作品展やバザーに参加し、特別支援教育に理解を示す。

市民2人以上でできること

- ① 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ② 障がい児・者の支援にボランティア等で積極的に関わる。
- ② 1 障がいのある児童生徒が参加しやすい地域行事等を計画・実施する。

事業者でできること

- ① 特別支援教育を理解し、協力する。
- ② 1 障がい者の就労を推進する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 特別支援教育コーディネーター※²の養成、資質向上に向け、市独自の研修に努めます。(教育指導課)
- ① 2 特別支援教育支援員の募集を市の広報紙及びホームページを通じて行い、市民から採用します。(教育指導課)
- ① 3 特別支援教育支援員を適切に配置し、特別な支援を要する児童・生徒へのきめ細やかな配慮をします。(教育指導課)
- ① 4 障がい者教育の専門家と提携し、特別支援教育に関わる教員の資質・能力の向上・啓発を図ります。(教育指導課)
- ① 5 タブレットなど、ICT※³技術を活用した療育・学習支援のさらなる強化をします。(教育指導課)
- ② 1 幼児・児童・生徒が主体的に取り組めるような指導・支援内容を工夫・検討するとともに、情報提供を行います。(教育指導課)
- ② 2 スクールボランティア※⁴を募集し、特別に支援が必要な児童生徒の学習補助を行います。(教育総務課)
- ③ 1 教育相談に応じるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー※⁵、教育支援施設の教育相談員を適切に配置し、活用します。(教育指導課)
- ③ 2 特別支援教育相談事業についての専門相談員の充実を図ります。(教育指導課)

※1 通級指導：小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒に対し、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、個々の障がいに応じた特別指導(自立活動・各教科の補充指導)を通級指導教室で行う教育形態。

※2 特別支援教育コーディネーター：LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するため、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整の役割を担う者。

※3 ICT：情報通信技術。Information and Communication Technology の略称。

※4 スクールボランティア：小分野 2-(2)-①参照

※5 スクールソーシャルワーカー：問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関と連携して課題解決を図る仕組みのこと。

小分野 2-(3)-①

生涯学習

基本計画

4年後のまち

- ① **だれでも自由に学習できる環境が整備され、生きがいや楽しさを感じている市民が増えている。**
- ② **生涯学習の成果が地域社会に還元される機会が増えている。**

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 生涯学習の必要性和目的を理解し、積極的に生涯学習活動を行う。
- ②1 生涯学習を通じたまちづくりに、ボランティアやコーディネーターとして積極的に参加する。
- ②2 人材バンクへの登録、活用や学習した知識や経験、技能等を社会還元する。

市民2人以上でできること

- ②1 学習成果を地域社会に還元する。
- ②2 生涯学習ボランティアやコーディネーターとして、地域の生涯学習推進に寄与する。

事業者でできること

- ①1 施設の開放など、生涯学習活動を支援する。
- ①2 行政、生涯学習関連団体、NPO等と協働し、市民に対し公開講座などで専門的な知識、技術を提供する。

[指定管理者※1]

- ②1 市民の成果発表会等の活動を支援する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 学習機会を紹介・案内するため情報提供を行うとともに、気軽に学習活動が楽しめる工夫やノウハウ等の情報を提供します。(生涯学習課)
- ①2 いこま寿大学※2を充実するとともに、OB会の活動を支援します。(生涯学習課)
- ①3 市民ニーズの把握に努め、指定管理者のモニタリング※3等から得られる市民ニーズを把握し、利用者にとって利便性の高い生涯学習施設の管理を行います。(生涯学習課)
- ①4 現在図書館を活用していない方々も利用しやすい多様な図書館サービスの拡充を図ります。(図書館)
- ①5 子どもの健やかな成長の糧となるように子どもの読書活動を推進します。(図書館)
- ②1 市民の学習成果を還元する学習会の開催を継続して支援します。(生涯学習課)
- ②2 生涯学習まちづくり人材バンクを充実し、活用を推進します。(生涯学習課)
- ②3 学校やボランティア団体等との連携を一層推進します。(生涯学習課)
- ②4 市民との連携や協働のもと図書館サービスを進めていきます。(図書館)

※1 指定管理者:小分野 1-(4)-②参照

※2 いこま寿大学:一般教養学習、クラブ学習を通して教養を高め、生きがいを探求して、地域の生涯学習推進者を養成するために開設する、62歳以上の人を対象とした4年制の学校。

※3 モニタリング:小分野 1-(4)-②参照

小分野 2-(3)-①

生涯学習

基本計画

4年後のまち

- ① **だれでも自由に学習できる環境が整備され、生きがいや楽しみを感じている市民が増えている。**
- ② **生涯学習の成果が地域社会に還元される機会が増えている。**

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 生涯学習の必要性和目的を理解し、積極的に生涯学習活動を行う。
- ②1 生涯学習を通したまちづくりに、ボランティアやコーディネーターとして積極的に参加する。
- ②2 人材バンクへの登録、活用や学習した知識や経験、技能等を社会還元する。

市民2人以上でできること

- ②1 学習成果を地域社会に還元する。
- ②2 生涯学習ボランティアやコーディネーターとして、地域の生涯学習推進に寄与する。

事業者でできること

- ①1 施設の開放など、生涯学習活動を支援する。
- ①2 行政、生涯学習関連団体、NPO等と協働し、市民に対し公開講座などで専門的な知識、技術を提供する。

[指定管理者※1]

- ②1 市民の成果発表会等の活動を支援する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 学習機会を紹介・案内するため情報提供を行うとともに、気軽に学習活動が楽しめる工夫やノウハウ等の情報を提供します。(生涯学習課)
- ①2 いこま寿大学※2を充実するとともに、OB会の活動を支援します。(生涯学習課)
- ①3 市民ニーズの把握に努め、指定管理者のモニタリング※3等から得られる市民ニーズを把握し、利用者にとって利便性の高い生涯学習施設の管理を行います。(生涯学習課)
- ①4 現在図書館を活用していない方々も利用しやすい多様な図書館サービスの拡充を図ります。(図書館)
- ①5 子どもの健やかな成長の糧となるように子どもの読書活動を推進します。(図書館)
- ①6 地域デビュー※4ガイダンス事業の充実を図ります。
(生涯学習課)
- ①7 ビブリオバトル※5全国大会、ビブリオバトル市内中学生大会を実施します。(図書館)
- ②1 市民の学習成果を還元する学習会の開催を継続して支援します。(生涯学習課)
- ②2 生涯学習まちづくり人材バンクを充実し、活用を推進します。(生涯学習課)
- ②3 学校やボランティア団体等との連携を一層推進します。(生涯学習課)
- ②4 市民との連携や協働のもと図書館サービスを進めていきます。(図書館)

※1 指定管理者:小分野 1-(4)-②参照

※2 いこま寿大学:一般教養学習、クラブ学習を通して教養を高め、生きがいを探求して、地域の生涯学習推進者を養成するために開設する、62歳以上の人を対象とした4年制の学校。

※3 モニタリング:小分野 1-(4)-②参照

※4 地域デビュー:今まで地元地域との関わりが少なかった世代が退職を迎え、地域に戻り、今後の人生をボランティアや生涯学習活動を主軸に転換され、郷土愛を深めて地域社会の絆づくりや、まちづくりへの貢献をはじめること。

※5 ビブリオバトル:発表者が読んで面白かった本を順番に一人5分程度で紹介し、それぞれの発表の後、参加者全員で質疑応答を2〜3分行い、全ての発表が終了した後に「どの本が一番読みたくなったか?」を投票で決める催し。知的書評合戦とも呼ばれる本の紹介コミュニケーションゲーム。国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」でも推奨されている。

小分野 2-(3)-②

青少年

基本計画

4年後のまち

- ① 地域、学校、家庭の連携のもと、青少年が「生きる力」と「心豊かな人間性」を身につけ、健やかに成長している。
- ② 子どもたちが安全・安心に遊べて、地域の人たちと交流する場が整えられている。
- ③ 地域社会の中でリーダーとして積極的に活動できる青少年の育成が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 地域で子どもを育てようという意識を持つ。
- ①2 家庭環境を整える。
- ②1 持っている能力を活かして、地域の青少年との交流、その活動の支援・協力を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で行っている青少年健全育成活動に参加、協力する。
- ①2 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会の活動に参加、協力する。
- ②1 子ども会が活動できる場や機会を提供する。
- ②2 子ども会組織を充実させる。
- ②3 家庭・学校との連携を強化し、青少年の非行防止活動に取り組む。

事業者でできること

- ①1 職業体験・見学等の場を提供する。
- ②1 青少年の活動に対して支援、協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 青少年健全育成に関する情報提供や啓発活動の支援を行います。(生涯学習課)
- ①2 青少年の教育のため、地域、学校、家庭が連携できる環境づくりや取組の支援を行います。(生涯学習課)
- ①3 市民等が持つ能力を子育てに活かす体制づくりと活動の機会を提供します。(生涯学習課)
- ①4 青少年に関する相談体制・環境の充実を図ります。(教育指導課)
- ①5 ひきこもりや就労等に関する相談窓口を充実し、若者の自立のための支援を推進します。(生涯学習課)
- ①6 指定管理者等と連携して、野外活動等の集団生活を通して自立心や協調性を育み、青少年の健全育成を図ります。(生涯学習課)
- ②1 健全育成パトロールなど、地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会が活動できる環境の整備・取組を推進します。(教育指導課)
- ②2 青少年が健全に成長できるように、有害環境の浄化など社会環境を改善・整備します。(生涯学習課)
- ②3 子どもたちが地域の中で、安全に安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(生涯学習課)
- ②4 街頭巡回指導による青少年非行の早期発見など、非行防止活動を強化します。(生涯学習課)
- ②5 青少年健全育成団体が活動できる環境の整備・支援を行います。(生涯学習課)
- ③1 青少年リーダー・地域リーダーの積極的な養成を行います。(生涯学習課)
- ③2 地域のリーダーとして育っている青少年の活動の支援を強化します。(生涯学習課)

小分野 2-(3)-②

青少年

基本計画

4年後のまち

- ① 地域、学校、家庭の連携のもと、青少年が「生きる力」と「心豊かな人間性」を身につけ、健やかに成長している。
- ② 子どもたちが安全・安心に遊べて、地域の人たちと交流する場が整えられている。
- ③ 地域社会の中でリーダーとして積極的に活動できる青少年の育成が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 地域で子どもを育てようという意識を持つ。
- ①2 家庭環境を整える。
- ②1 持っている能力を活かして、地域の青少年との交流、その活動の支援・協力を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で行っている青少年健全育成活動に参加、協力する。
- ①2 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会の活動に参加、協力する。
- ②1 子ども会が活動できる場や機会を提供する。
- ②2 子ども会組織を充実させる。
- ②3 家庭・学校との連携を強化し、青少年の非行防止活動に取り組む。

事業者でできること

- ①1 職業体験・見学等の場を提供する。
- ②1 青少年の活動に対して支援、協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 青少年健全育成に関する情報提供や啓発活動の支援を行います。(生涯学習課)
- ①2 青少年の教育のため、地域、学校、家庭が連携できる環境づくりや取組の支援を行います。(生涯学習課)
- ①3 市民等が持つ能力を子育てに活かす体制づくりと活動の機会を提供します。(生涯学習課)
- ①4 青少年に関する相談体制・環境の充実を図ります。(教育指導課)
- ①5 ひきこもりや就労等に関する相談窓口を充実し、関係機関と連動しながら若者の自立のための支援を推進します。(生涯学習課)
- ①6 指定管理者等と連携して、野外活動等の集団生活を通して自立心や協調性を育み、青少年の健全育成を図ります。(生涯学習課)
- ①7 障がいの有無、国籍や文化、性別、年齢などの違いを超えた多様性を理解し、それらを活かした社会の実現に向けた交流を行います。(生涯学習課)
- ②1 健全育成パトロールなど、地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会が活動できる環境の整備・取組を推進します。(教育指導課)
- ②2 青少年が健全に成長できるように、有害環境の浄化など社会環境を改善・整備します。(生涯学習課)
- ②3 子どもたちが地域の中で、安全に安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(生涯学習課)
- ②4 街頭巡回指導による青少年非行の早期発見など、非行防止活動を強化します。(生涯学習課)
- ②5 青少年健全育成団体が活動できる環境の整備・支援を行います。(生涯学習課)
- ③1 青少年リーダー・地域リーダーの積極的な養成を行います。(生涯学習課)
- ③2 地域のリーダーとして育っている青少年の活動の支援を強化します。(生涯学習課)

小分野 2-(4)-①

文化活動

基本計画

4年後のまち

- ① 文化活動に活発に参加する市民が増え、豊かな感性が育っている。
- ② 市民と行政が協働し、生駒らしい魅力ある文化の創造が進んでいる。
- ③ 生涯学習施設で様々な文化・芸術に触れ合える機会が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 文化や芸術に関心を持つ。
- ①2 積極的に自己能力、学習成果を社会還元する。
- ③1 様々な講座やイベントなどに積極的に参加する。

市民2人以上でできること

- ②1 ボランティア意識を高め、行政と協働し、文化活動の活性化、推進を図る。
- ②2 質の高い文化・芸術活動に努める。

事業者でできること

- ①1 文化活動の推進や芸術・文化活動の機会を提供する。
- ①2 地域での多様な文化活動を支援する。
- ③1 文化活動のスペースの提供等、市民の文化活動に協力する。

[指定管理者※¹]

- ③2 生涯学習施設についてモニタリング※²を行い、利用ニーズを把握する。
- ③3 利用ニーズに応じた各種文化事業を開催する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生涯学習まちづくり人材バンク登録者のPRを行います。(生涯学習課)
- ①2 市民の文化活動の成果を発表する機会や場を充実します。(生涯学習課)
- ①3 グループ・団体間の交流の場の提供や、自主運営に向けた取組を支援します。(生涯学習課)
- ②1 市民団体、NPO、指定管理者など、また市民が行政との協働で実施する生駒らしい文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与する事業を支援します。(生涯学習課)
- ③1 文化事業に対するモニタリング等により市民ニーズを把握し、生涯学習施設指定管理者による適正な事業運営がなされるよう指導評価します。(生涯学習課)
- ③2 生涯学習施設指定管理者と連携して、各種文化事業のPRを行います。(生涯学習課)

※1 指定管理者:小分野 1-(4)-②参照

※2 モニタリング:小分野 1-(4)-②参照

小分野 2-(4)-①

文化活動

基本計画

4年後のまち

- ① 文化活動に活発に参加する市民が増え、豊かな感性が育っている。
- ② 市民と行政が協働し、生駒らしい魅力ある文化の創造が進んでいる。
- ③ 生涯学習施設で様々な文化・芸術に触れ合える機会が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 文化や芸術に関心を持つ。
- ①2 積極的に自己能力、学習成果を社会還元する。
- ③1 様々な講座やイベントなどに積極的に参加する。

市民2人以上でできること

- ②1 ボランティア意識を高め、行政と協働し、文化活動の活性化、推進を図る。
- ②2 質の高い文化・芸術活動に努める。

事業者でできること

- ①1 文化活動の推進や芸術・文化活動の機会を提供する。
- ①2 地域での多様な文化活動を支援する。
- ③1 文化活動のスペースの提供等、市民の文化活動に協力する。

[指定管理者※¹]

- ③2 生涯学習施設についてモニタリング※²を行い、利用ニーズを把握する。
- ③3 利用ニーズに応じた各種文化事業を開催する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生涯学習まちづくり人材バンク登録者のPRを行います。(生涯学習課)
- ①2 市民の文化活動の成果を発表する機会や場を充実します。(生涯学習課)
- ①3 グループ・団体間の交流の場の提供や、自主運営に向けた取組を支援します。(生涯学習課)
- ①4 未就学児を主体にした親子で参加できる音楽会を開催します。(生涯学習課)
- ②1 市民団体、NPO、指定管理者など、また市民が行政との協働で実施する生駒らしい文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与する事業を支援します。(生涯学習課)
- ③1 文化事業に対するモニタリング等により市民ニーズを把握し、生涯学習施設指定管理者による適正な事業運営がなされるよう指導評価します。(生涯学習課)
- ③2 生涯学習施設指定管理者と連携して、各種文化事業のPRを行います。(生涯学習課)

※1 指定管理者:小分野 1-(4)-②参照

※2 モニタリング:小分野 1-(4)-②参照

小分野 2-(4)-②

歴史・伝統文化

基本計画

4年後のまち

- ① 住んでいる地域・地区に愛着を持つ市民が増えている。
- ② 市民が生駒市の歴史文化に興味を持ち、文化の担い手となっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 積極的に郷土学習事業・郷土学習ボランティアに参加し、活動を拡充する。
- ② 自分の住んでいる地域の歴史、伝統文化を知り、尊重する。
- ③ 郷土愛への自己意識を高め、地域の歴史や伝統文化の保存継承に取り組み、担い手となる。

市民2人以上でできること

- ① 郷土愛を育むPRや住民間での啓発を行う。
- ② 地域の歴史や伝統行事を保存・継承し、振興する。

事業者でできること

- ① 生駒の歴史や文化、資源を活かした事業、商品化の実現や店舗などを紹介するマップを作成する。
- ② 効果的な歴史・伝統文化の保存・活用に積極的に寄与する。

行政の4年間の主な取組

- ① 生駒ふるさとミュージアムの新設、ホームページ・冊子の刊行などの情報発信を通して、市の歴史と伝統文化の活用を推進し、世代を超えて郷土愛が育まれるよう取り組みます。(生涯学習課)
- ② 生駒ふるさとミュージアムを一層活用するため、指定管理者が行う学校教育との連携、子ども学芸員の活動、ボランティアの育成、フィールドワークなど、郷土愛が育まれる事業を支援します。(生涯学習課)
- ③ 生駒の歴史・伝統文化に関し、市のホームページや冊子等で情報提供します。(生涯学習課)
- ④ 生駒ふるさとミュージアム指定管理者※1と連携して、市民が地域の歴史、伝統文化の保存・継承について、親しみをもち、地域に愛着が持てる機会を拡充します。(生涯学習課)
- ⑤ 地域の歴史、伝統文化についての市民の参画・提案に対する支援を行います。(生涯学習課)
- ⑥ 市内にある有形・無形の文化財の保存と活用を進めます。(生涯学習課)
- ⑦ 市民の郷土学習の拠点として、生駒ふるさとミュージアム指定管理者が市民ニーズの把握に努め、円滑な運営を図るよう、評価・指導に努めます。(生涯学習課)

小分野 2-(4)-②

歴史・伝統文化

基本計画

4年後のまち

- ① 住んでいる地域・地区に愛着を持つ市民が増えている。
- ② 市民が生駒市の歴史文化に興味を持ち、文化の担い手となっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 積極的に郷土学習事業・郷土学習ボランティアに参加し、活動を拡充する。
- ①2 自分の住んでいる地域の歴史、伝統文化を知り、尊重する。
- ②1 郷土愛への自己意識を高め、地域の歴史や伝統文化の保存継承に取り組み、担い手となる。

市民2人以上でできること

- ①1 郷土愛を育むPRや住民間での啓発を行う。
- ②1 地域の歴史や伝統行事を保存・継承し、振興する。

事業者でできること

- ①1 生駒の歴史や文化、資源を活かした事業、商品化の実現や店舗などを紹介するマップを作成する。
- ②1 効果的な歴史・伝統文化の保存・活用に積極的に寄与する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生駒ふるさとミュージアムのホームページ・冊子の刊行などの情報発信を通して、市の歴史と伝統文化の活用を推進し、世代を超えて郷土愛が育まれるよう取り組みます。(生涯学習課)
- ①2 生駒ふるさとミュージアムを一層活用するため、指定管理者が行う学校教育との連携、子ども学芸員の活動、ボランティアの育成、フィールドワークなど、郷土愛が育まれる事業を支援します。(生涯学習課)
- ②1 生駒の歴史・伝統文化に関し、市のホームページや冊子等で情報提供します。(生涯学習課)
- ②2 生駒ふるさとミュージアム指定管理者※1と連携して、市民が地域の歴史、伝統文化の保存・継承について、親しみをもち、地域に愛着が持てる機会を拡充します。(生涯学習課)
- ②3 地域の歴史、伝統文化についての市民の参画・提案に対する支援を行います。(生涯学習課)
- ②4 市内にある有形・無形の文化財の保存と活用を進めます。(生涯学習課)
- ②5 市民の郷土学習の拠点として、生駒ふるさとミュージアム指定管理者が市民ニーズの把握に努め、円滑な運営を図るよう、評価・指導に努めます。(生涯学習課)

※1 指定管理者:小分野 1-(4)-②参照

小分野 2-(4)-③

スポーツ・レクリエーション

基本計画

4年後のまち

- ① 体力や年齢に関わらず、技術、興味、目的に応じて、生涯スポーツに親しむ市民が増えている。
- ② 子どもの体力・運動能力が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 積極的にスポーツイベントなどに参加する。
- ①2 スポーツサークルへの積極的な参加や、定期的な運動の機会をつくる。

市民2人以上でできること

- ①1 スポーツ等を始めるにあたって、地域におけるスポーツ推進委員に相談する。
- ①2 地域スポーツの推進と団体相互の交流活動を行う。

事業者でできること

- ①1 民間スポーツクラブなどのノウハウを活かして、地域に根ざしたスポーツ活動を推進する。
- ①2 専門家による地域へのスポーツ指導や交流を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民や事業者のスポーツ・レクリエーション活動の現状等を把握し、興味や関心を持てる活動を見つけられる機会を設けます。(スポーツ振興課)
- ①2 スポーツの楽しさを知るためのきっかけとなるようなイベントを開催します。(スポーツ振興課)
- ①3 市民、事業者などが必要とする情報を、より簡単な方法で入手できるようなシステムを構築します。(スポーツ振興課)
- ①4 地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われるような組織づくり、環境づくりを行います。(スポーツ振興課)
- ①5 多様なニーズに対応した質の高いスポーツ指導者の育成や発掘を行います。(スポーツ振興課)
- ①6 総合型地域スポーツクラブ※1の推進に向けての啓発活動を行います。(スポーツ振興課)
- ①7 市民のスポーツ活動への参加を促進するため、総合型地域スポーツクラブの設立等への支援を行います。(スポーツ振興課)
- ①8 子どもから高齢者までが週1回以上、スポーツや運動に親しんでもらうため、市独自のニュースポーツを1競技以上設置します。(スポーツ振興課)
- ①9 スポーツ施設のバリアフリー※2化など市民がスポーツをしやすい環境づくりを進めます。(スポーツ振興課)
- ①10 サンヨースポーツセンターを市立の総合スポーツ施設として整備するとともに、生涯スポーツ活動の拠点施設として広く市民に開放します。(スポーツ振興課)
- ②1 子どもの体力向上を目指すため、子どもを対象としたスポーツをするきっかけとなるような事業の充実を図ります。(スポーツ振興課)

※1 総合型地域スポーツクラブ:地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことを目的に、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多趣味)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持つ。

※2 バリアフリー(化):高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。元々は建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くという広い意味では、田いられず

小分野 2-(4)-③

スポーツ・レクリエーション

基本計画

4年後のまち

- ① 体力や年齢に関わらず、技術、興味、目的に応じて、生涯スポーツに親しむ市民が増えている。
- ② 子どもの体力・運動能力が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 積極的にスポーツイベントなどに参加する。
- ② スポーツサークルへの積極的な参加や、定期的な運動の機会をつくる。

市民2人以上でできること

- ① スポーツ等を始めるにあたって、地域におけるスポーツ推進委員に相談する。
- ② 地域スポーツの推進と団体相互の交流活動を行う。

事業者でできること

- ① 民間スポーツクラブなどのノウハウを活かして、地域に根ざしたスポーツ活動を推進する。
- ② 専門家による地域へのスポーツ指導や交流を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 市民や事業者のスポーツ・レクリエーション活動の現状等を把握し、興味や関心を持てる活動を見つけられる機会を設けます。(スポーツ振興課)
- ② スポーツの楽しさを知るためのきっかけとなるようなイベントを開催します。(スポーツ振興課)
- ③ 市民、事業者などが必要とする情報を、より簡単な方法で入手できるようなシステムを構築します。(スポーツ振興課)
- ④ 地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われるような組織づくり、環境づくりを行います。(スポーツ振興課)
- ⑤ 多様なニーズに対応した質の高いスポーツ指導者の育成や発掘を行います。(スポーツ振興課)
- ⑥ 総合型地域スポーツクラブ^{※1}の推進に向けての啓発活動を行います。(スポーツ振興課)
- ⑦ 市民のスポーツ活動への参加を促進するため、総合型地域スポーツクラブの設立等への支援を行います。(スポーツ振興課)
- ⑧ 子どもから高齢者までが週1回以上、スポーツや運動に親しんでもらうため、市独自のニュースポーツを1競技以上設置します。(スポーツ振興課)
- ⑨ スポーツ施設のバリアフリー^{※2}化など市民がスポーツをしやすい環境づくりを進めます。(スポーツ振興課)
- ⑩ サンヨースポーツセンターを市立の総合スポーツ施設として整備するとともに、生涯スポーツ活動の拠点施設として広く市民に開放します。(スポーツ振興課)
- ⑪ 事業者やNPO・総合型地域スポーツクラブとの連携による、効果的で楽しい健康ウォーキング・ハイキングなどを推進します。(スポーツ振興課)
- ⑫ 生駒北スポーツセンターほかを活用したトップアスリートと触れ合えるスポーツイベントを積極的に開催します。(スポーツ振興課)
- ② 子どもの体力向上を目指すため、子どもを対象としたスポーツをするきっかけとなるような事業の充実を図ります。(スポーツ振興課)

※1 総合型地域スポーツクラブ:地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことを目的に、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせ参加できる(多志向)という特徴を持つ。

※2 バリアフリー(化):高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。元々は建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くという広い意味でも用いられる。